

議案第 11 号

令和 6 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 5 号）を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

令和 6 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度那須烏山市の熊田診療所特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,053 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,474 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
1 診 療 収 入	
	1 外 来 収 入
	2 そ の 他 の 診 療 収 入
2 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
	2 手 数 料
3 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 補 助 金
4 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
5 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
19,168	△4,953	14,215
18,614	△4,899	13,715
554	△54	500
401	△251	150
32	△31	1
369	△220	149
10,590	△2,090	8,500
10,590	△2,090	8,500
1	1	2
1	1	2
20,777	5,240	26,017
11,777	5,240	17,017
54,527	△2,053	52,474

歳 出

款		項	
1	総務費		
		1	総務管理費
2	医療費		
		1	医療費
4	諸支出金		
		1	基金積立金
		2	償還金
歳出		合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
35,750	495	36,245
35,750	495	36,245
18,520	△3,397	15,123
18,520	△3,397	15,123
2	849	851
1	2	3
1	847	848
54,527	△2,053	52,474

令和 6 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 5 号）
に関する説明書

1	歳入歳出予算事項別明細書（総括）		8
2	歳入歳出予算事項別明細書（歳入）		1 2
3	歳入歳出予算事項別明細書（歳出）		1 4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
1	診療収入	19,168
2	使用料及び手数料	401
3	国庫支出金	10,590
4	財産収入	1
5	繰入金	20,777
歳入合計		54,527

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△4,953	14,215	
△251	150	
△2,090	8,500	
1	2	
5,240	26,017	
△2,053	52,474	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
1	総	務 費	35,750	495
2	医	業 費	18,520	△3,397
4	諸	支 出 金	2	849
歳 出 合 計			54,527	△2,053

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
36, 245			4, 935	△4, 440	
15, 123	△2, 090			△1, 307	
851			1	848	
52, 474	△2, 090		4, 936	△4, 899	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		診療収入	19,168	△4,953	14,215
	1	外来収入	18,614	△4,899	13,715
		1 国民健康保険診療報酬収入	3,306	△1,096	2,210
		2 社会保険診療報酬収入	1,180	△443	737
		3 後期高齢者医療保険診療報酬収入	11,066	△2,903	8,163
		4 一部負担金収入	2,556	△457	2,099
	2	その他の診療収入	554	△54	500
		1 諸検査等収入	554	△54	500
2		使用料及び手数料	401	△251	150
	1	使用料	32	△31	1
		1 自動車使用料	32	△31	1
	2	手数料	369	△220	149
		1 文書手数料	368	△220	148
3		国庫支出金	10,590	△2,090	8,500
	1	国庫補助金	10,590	△2,090	8,500
		1 へき地診療所補助金	10,590	△2,090	8,500
4		財産収入	1	1	2
	1	財産運用収入	1	1	2
		1 利子及び配当金	1	1	2
5		繰入金	20,777	5,240	26,017
	1	一般会計繰入金	11,777	5,240	17,017
		1 一般会計繰入金	11,777	5,240	17,017

1 診療収入
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△1,096	現年度分 △1,096
1 現年度分	△443	現年度分 △443
1 現年度分	△2,903	現年度分 △2,903
1 現年度分	△457	現年度分 △457
1 諸検査料	△54	諸検査料 △54

1 現年度分	△31	現年度分 △31
1 文書手数料	△220	文書手数料 △220

1 へき地診療所補助金	△2,090	へき地診療所補助金 △2,090

1 利子	1	運営基金利子 1

1 一般会計繰入金	5,240	一般会計繰入金 5,240

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	35,750	495	36,245			4,935	△4,440
	1	総務管理費	35,750	495	36,245			4,935	△4,440
	1	一般管理費	35,750	495	36,245			4,935	△4,440

2		医業費	18,520	△3,397	15,123	△2,090			△1,307
	1	医業費	18,520	△3,397	15,123	△2,090			△1,307
	1	医療用消耗 器材費	6,771	73	6,844	△2,090			2,163
	2	医薬品衛生 材料費	11,749	△3,470	8,279				△3,470

4		諸支出金	2	849	851			1	848
	1	基金積立金	1	2	3			1	1
	1	運営基金積 立金	1	2	3			1	1
	2	償還金	1	847	848				847
	1	償還金	1	847	848				847

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	495	一般管理費 495

10 需 用 費	73	医療用消耗器材費 73
10 需 用 費	△2,538	医薬品衛生材料費 △3,470
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△932	

24 積 立 金	2	運営基金積立金 2
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	847	へき地診療所補助金償還金 847